

介護保険施設各位

高額介護サービス費受領委任払申請書の記入について

申請書の記入の際に理解しにくい点や記入漏れが多い部分についてまとめました。下記を参考に、利用者本人様やご家族様が申請書を記入される際にはご助言を、また、同意される際には記入内容の確認をしていただきますよう、ご協力をお願い致します。

<オモテ面>

①「当該施設利用者負担額にかかる減額・免除の適用」欄および「当該施設利用者負担額にかかる公費負担」欄の記入について

本市では利用者負担額(1割または2割負担額)が高額介護サービス費の利用者負担上限額を超えない方については、高額介護サービス費の支給が発生しないことから、受領委任払の対象外としています。そのため、減免の適用の有無、公費負担の有無について確認する必要があります。

領収する利用料(1割または2割負担額)が1割または2割未満(または0)の方については、減免の適用、または、公費負担があると考えられます(受領委任払の対象でないとした場合)。

(1)「当該施設利用者負担額にかかる減額・免除の適用」欄に記入する減免の種類は下表のとおりです。該当する場合は「あり」としてご記入ください。

減免の種類	特養	老健	療養型
利用者負担減免(旧措置)	○	×	×
利用者負担減免(罹災等)	○	○	○
社会福祉法人等による利用者負担軽減	○	×	×
施設(法人)の独自減免	○	○	○

(2)「当該施設利用者負担額にかかる公費負担」欄は、介護報酬請求時に公費請求がある方については、「あり」としてご記入ください。

②「受領委任開始年月」欄の記入について

- (1) 入所・入院日の翌月以降をご記入ください(入所・入院の月は受領委任払の対象外)。
- (2) 締め切りは開始月の10日(郵送の場合は必着)です。締め切り日をすぎる場合は、翌月からの開始となります。ご注意ください。

<ウラ面>

- (1) 同意文1行目の被保険者名と利用開始年月を必ずご記入ください。
- (2) サービス提供事業者の名称は法人名だけでなく、必ず施設名までご記入ください。